

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年8月25日	不動産番号	5000000463556
地図番号	1526	筆界特定	余白		
所 在	松山市南久米町			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
97番2	原野	57:	:	97番から分筆 〔昭和47年11月14日〕	
余白	宅地	57:18:	:	②③昭和51年7月20日地目変更 〔昭和51年8月2日〕	
余白	余白	569:18:	:	③98番1を合筆 〔昭和51年8月2日〕	
余白	余白	464:63:	:	③錯誤 〔昭和51年8月2日〕	
余白	余白	148:25:	:	③97番2、同番3、同番4に分筆 〔昭和51年8月2日〕	
余白	公衆用道路	148:	:	②③昭和51年8月1日地目変更 〔昭和51年8月6日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権一部移転	昭和51年8月12日 第30881号	原因 昭和51年8月12日売買 共有者 ██████████ 持分5分の1 順位4番の登記を移記
2	████████持分一部移転	昭和51年8月12日 第30884号	原因 昭和51年8月12日売買 共有者 ██████████ 持分5分の1 順位5番の登記を移記
3	████████持分一部移転	昭和51年8月18日 第31440号	原因 昭和51年8月18日売買 共有者 ██████████ 持分5分の1 順位6番の登記を移記
4	████████持分一部移転	昭和51年8月20日 第31763号	原因 昭和51年8月18日売買 共有者 ██████████ 地1 持分5分の1 順位7番の登記を移記
5	████████持分全部移転	昭和51年8月23日 第32029号	原因 昭和51年8月21日売買 共有者 ██████████ 持分5分の1 順位8番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日
6	████████持分全部移転	平成22年11月15日 第35430号	原因 平成20年4月14日相続 共有者 ██████████ 持分5分の1
7	████████持分全部移転	平成31年2月6日 第2996号	原因 平成30年5月1日相続 共有者 ██████████ 持分5分の1
8	████████持分全部移転	令和1年7月29日 第21651号	原因 平成30年1月18日相続 共有者 ██████████ 地 持分5分の1
	売主持分		

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1		昭和57年3月29日 第12851号	
2		昭和57年4月10日 第15108号	
3		昭和57年4月10日 第15109号	
4		昭和62年3月31日 第12742号	
5		昭和62年6月26日 第25709号	
付記1号	5番登記名義人表示変更	平成10年7月31日 第28787号	原因 平成1年2月1日商号変更 商号 株式会社愛媛銀行
付記2号	5番根抵当権変更	平成10年7月31日 第28788号	原因 平成10年7月31日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年8月25日
6		平成8年2月28日 第9658号	

		(取扱店 番町支店) 共同担保 目録(第718号)	
7	1番抵当権抹消	平成8年3月4日 第10527号	原因 平成8年2月29日解除
8	2番抵当権抹消	平成8年3月26日 第14402号	原因 平成8年3月21日解除
9	3番抵当権抹消	平成8年3月26日 第14403号	原因 平成8年3月21日解除
10	4番抵当権抹消	平成10年5月14日 第18790号	原因 平成9年3月31日解除
11	6番抵当権抹消	平成15年10月30日 第43060号	原因 平成15年10月24日解除

共同担保目録			
記号及び番号	(案)第9965号	調製	平成7年2月23日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	松山市南久米町 97番2の土地 [REDACTED]	5	[余白]
2	松山市南久米町 99番1の土地 [REDACTED]	5	[余白]
3	松山市南久米町 99番4の土地	2	[余白]
4	松山市南久米町 99番5の土地 [REDACTED]	5	[余白]
5	松山市南久米町 99番地4 家屋番号 99番4の建物	2	[余白]
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成7年2月23日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。